

平成31年 3月 6日

平成30年度定期監査の結果について

串本町監査委員

佐 藤

優



串本町監査委員

五十川

清紀



地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

## 平成30年度定期監査結果報告書

### 1 監査の実施年月日および監査対象

平成31年2月25日	税務課、福祉課、産業課、潮岬中学校、田原小学校 田原消防分団（田原）、田原消防分団（上田原）
平成31年2月26日	住民課、企画課、総務課、こども未来課、くしもとこども園 くしもと町立病院、消防署
平成31年2月27日	議会事務局、建設課、水道課、教育課、西向消防分団（住吉） 古座消防署

### 2 監査した事項、監査の方法

上記各施設・部署において、予算の執行や備品管理・財産管理などが適切に行われているか、また経営に関する事務が適切に執行されているか、下記証憑書類をもとに監査を行った。

各部署の長から説明を受け書類の確認を行ったほか、各施設を抽出により訪問、備品の管理状況の確認を行った。

小中学校	予算執行状況、備品台帳、切手受払簿、 就学援助費支給状況
病院	予算執行状況、資産台帳、切手受払簿、未収金収納状況
消防署・消防団	予算執行状況、備品台帳、器具の手入れ状況
役場各課等	予算執行状況、税・使用料の収納状況、貸付金の償還状況、 備品台帳、切手受払簿

### 3 監査の結果

#### (1) 総評

帳簿・書類の照合、検査を行ったところ、概ね良好な予算執行及び事務処理が行われていると認められた。

指摘事項については下記のとおりであるが、事務処理上の軽易な事項についてはその都度口頭で指導し、改善を要請した。なお、軽易な事項以外に特に指摘が無かった部署については、本報告書への掲載を省略した。

#### (2) 指摘事項

##### (ア) 備品台帳の整備について

備品台帳は概ね適切に整備されているが、当年度新たに取得した備品の計上漏れがないよう引き続き正確な台帳管理に努められたい。

少額で取得した物品を計上することにより、登載件数が非常に多くなっている備品台帳が見受けられる。事務の簡素化の観点から、備品管理方法を研究し、実情に合った備品管理のあり方を、今後も引き続き検討されたい。

##### (イ) 郵便切手受払簿について

郵便切手受払簿については、切手の管理は的確に行われているが、一部の記録の仕方に不備が見受けられた。郵便切手受払簿の記録様式を統一化するなど、監査を念頭に置いた管理に努められたい。